

第9回放射線モニタリング指針検討会議事録

1. 開催日時：平成26年5月8日(木) 13:15～16:45

2. 開催場所：電気倶楽部 10階A会議室

3. 参加者(順不同, 敬称略)

- 出席委員：吉林主査(中部電力), 天野(東北電力), 伊藤(日本原電), 柚木(産総研), 熊谷(中国電力), 柴(原子力研究開発機構), 五嶋(三菱重工), 鳥谷部(日立GE), 岸本(北陸電力), 小田中(東芝), 太田(日立アロカ), 沼端(日本原燃), 荒巻(関西電力), 小野寺(電源開発) (計14名)
- 代理出席者：大野(四国電力, 青野代理), 吉野(北海道電力, 菊池代理) (計2名)
- オブザーバ： (計0名)
- 欠席委員：伊藤(富士電機), 高平(東京電力), 堀(JAEA), 吉永(九州電力) (計4名)

- 事務局：富澤(日本電気協会) (計1名)

4. 配付資料

資料9-1 委員名簿

資料9-2 第8回放射線モニタリング指針検討会議事録(案)

資料9-3 「原子力発電所 放射線モニタリング指針改定比較表」(案)

資料9-4 事故調報告書等 対応事項抽出事項を踏まえた指針改定対応案整理表(改定版)

資料9-5 放射線モニタリング指針の改定作業スケジュール(案)

参考資料-1 第50回原子力規格委員会議事録(案)及び配布資料(抜粋)

5. 議事

(1) 会議定足数などの確認

事務局より, 代理出席者を含めて出席委員数は16名であり, 検討会決議に必要な条件(委員総数(20名)の3分の2以上の出席)を満たしていることの報告があった。前回議事録については資料9-2で確認し, 一部修正, アンダーラインを削除し正式な議事録とすることとなった。

(2) 今後の進め方について

資料9-5に基づき, 主査より今後の活動計画に基づき指針改定を着実に進め, 来年の9月には指針改定案を規格委員会に上程することを念頭に作成した指針改定作業スケジュール(案)の説明があった。また, 指針改定作業スケジュール(案)に基づき, 今後の検討会を着実に進めるため, 主査より2名の副主査が指名され, 委員の合意が得られた。

また, 主査より, 今後の指針改定作業を効率的に進めるため, メールによる検討が困難な場合は, 各章の分担各社毎に集まり検討する進め方も必要に応じ行い進める旨説明があった。

(3) 「原子力発電所 放射線モニタリング指針改定比較表 (案)」

資料 9-3 に基づき指針の改定案について提示した。本資料は前回の検討会において出されたコメントに対し修正案として各委員より 4 月末までに送付された修正点を反映し作成した資料であるが、第 3 章のプロセス放射線モニタを初めとして各章の各改定案について確認、検討が行われた。

(主な意見とコメント)

【3.3.2 サンプル測定】

・3.3.2 項の確認事項 (測定指針と異なっている部分) を確認する必要がある。

→担当委員が過去のメール等により提案者を調べ意図を確認する。

・ガスフロー型比例計数装置は、今は使われていない。

→改定案に反映する。

【3.5.1 発電所におけるプロセス放射線モニタ】

・代替電源の定義とは何かを明確にする必要があるのでは。(重大事故時に使うプロセス放射線モニタは何を使うか明確ではない)

・5.5 モニタリングポストでも電源の記載があり、これについても同様の考え方を適用する必要がある。

→3 章担当委員が対象のモニタを明確化した上で、代替電源の定義について確認する。

・耐震設計の改定案については、基準、規則と整合化が必要である。

→先行審査が進められている電力の事例を踏まえた記述とするか検討し修文する。

・事故時のために設置されているサンプリング設備とは何が設置されているか。

→排気筒に付けられているよう素検出器と CV に付けられているよう素トリチウムサンプラー位と思われる。事故時指針に記載されている。

・解説 3-4 に記載の防災指針に基づく通報基準等の記載については、本日委員より提示された検討結果の吹き出し及び二重線の見え消しの削除について、再確認が必要である。

→再確認する。

【5.3.1 モニタリングポスト】

・解説 5-2 に記載の「および 5.3.2」は削除する。

・(1)測定範囲の考え方で、語尾に「参考にして定める (P35 にも記載)」と記載があるが、その記載の理由は何か。

・測定範囲の考え方に記載の a. b. c の記載は、全体を包絡するよう「ただし書き」の記載表現に修正する方が適切である。

→修文する。

→事故時測定指針の範疇外であるとの理解からこの表現としているが、記載の意図を確認する。

→解説 5-2 の「で 10 分以上 $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上、」については、通報基準の記載を再確認する。

・中性子線との合計の線量が $500 \mu \text{Sv/h}$ については、 $5 \mu \text{Sv/h}$ に修正する必要がある。

→修正する。

・測定上限値等の単位「Gy/h (又は Sv/h)」は、他の記載箇所と整合化が必要である。

→整合化するよう修正する。

【5.3.2 サンプル測定】

・「再処理施設については、浮遊じんを考慮した測定装置…」と記載があるが、「空気中の放射性物質濃度の測定は、」との記載ではいけない理由は何かあるのか。

→調べて回答する。

・「モニタリングカーには、事故時における燃料の備蓄や通信手段を備える」については、この場所に記載するのではなく、妥当な記載個所を再検討する必要がある。

→再検討する。

・「…影響が低い場所に設置し測定を実施する」は修文する必要がある。

→「…影響が低い場所に設置する」に修文する。

【5.4 モニタリングポストの指示・記録及び警報表示】

・5.1の目的には「…空気中の放射性物質濃度等を測定」と記載があるが、(2)の警報表示には濃度等の記載がなく不整合である。

→モニタリングポストは事故時の常設ではないので法令要求事項ではないため、記載していない。

【5.5 モニタリングポストの設計上考慮すべき事項】

・(1)の電源に赤字追記の記載は、新規制基準と解釈に記載されているか。

→今後の指針改定の根拠となる改定理由を明確にしておく必要がある。

【6.1 目的】

・委員より緊急時の対応について追記する提案があった。

→書き出しの記載を「環境放射線モニタリング指針に基づき」という表現に修正し、文章を追記する。

【6.2 環境放射線モニタリング計画】

・委員より緊急時の対応について追記する提案があった。

→反映することで了解された。

【6.3 計画の策定】

・委員より緊急時の対応について追記する提案があった。

→「環境モニタリングに示されている」との記述の仕方を再検討し反映する。また、(3)に「段階的な緊急時モニタリングの内容」を追記する提案があった。

・表5 代表的なモニタリング項目及び内容に記載の「気象指針に準拠する」は、測定方法に記載する方が良いのではないか。

→検討する。記載表現として、準拠すると記載するか、準用すると記載するかも含めて検討する。

また、気象指針も正しい名称に修正するとともに、2.2へも反映する。

【7.2 校正】

・(2)校正方法に記載の「国家標準とのトレーサビリティが証明可能な…」の記載は、証明を担保することについて、JCS Sまで遡って証明可能であればこの記載でも良いが、再検討が必要である。

→適切となるよう記載を修文する。

(4) 指針改定比較表の各章毎の修正反映と集約について

- ① 本日の指針改定比較表の検討を踏まえ、事務局より本日配布資料を5月9日に委員全員に配信する。

②各章の取り纏め委員は、各章担当毎に最新化を図り5月22日の（木）までに事務局に送付する。

なお、指針改定版を集約し分かりやすくするために、以下のように改定内容の明記、様式中の一部見直しを行うこととする。

- a. 改定案の記載については、赤字とアンダーラインにより統一し明記する。
- b. 備考欄の記載は「改定理由」に見直しする。

③各章の取り纏め委員から送付された集約版については、6月4日に各委員に送付する。

(5) 事故調報告書等対応事項抽出事項を踏まえた指針改定対応案整理表

本日の資料9-4, 9-4（その2）については、合体版として委員に送付する。

なお、各章の取り纏め担当は、本日の議論を踏まえて今後、最新化していくこととする。

(6) 第50回原子力規格委員会議事録（案）について

参考資料-1に基づき、事務局より第50回原子力規格委員会議事録（案）のうち、放射線管理分科会に関係する以下の内容について説明した。

なお、主査より、放射線モニタリング指針の改定期限の変更について、変更の経緯等を含め説明された。

- ①放射線管理分科会 平成26年度活動計画（案）
- ②平成25年度原子力規格委員会 功労賞選考一覧
- ③放射線管理分科会委員名簿（7名の新委員追加）

【委員からの質問、回答】

- ・平成26年度活動計画（案）の赤字の修正について、個人線量モニタリングの26年度の活動計画は新規基準の公布に伴う適合性の検討・見直しについて修正したが、放射線モニタリング指針の活動計画では記載されている。この点について今後の進め方に影響するのかわ確認したい。
- 新規基準の公布に伴う適合性の検討・見直しについて、新たに掘り起こしをして改定案の検討を行うことではなく、これまで進めてきた対応案整理表等をもとに指針改定案の検討を進めていく中で、P電力が進められている安全審査等の状況を踏まえ、必要な内容を反映していく。

(7) その他

今回の開催日時は、6月9日又は6月10日に開催する方向で調整を行ない、会議室空き状況等を確認し各委員に周知することとした。

以上